

# ■ 職業紹介事業許可申請のながれ

職業紹介事業を行おうとする場合、厚生労働大臣に対して許可申請を行い許可を受けなければなりません。事業主が許可の欠格事由に該当せず、許可基準をすべて満たす場合に許可されます。

本資料は、職業紹介事業の許可要件の理解や申請書類の準備に必要な内容をまとめたものですが、詳細は、「[職業紹介事業パンフレットー許可・更新等マニュアル](#)」にて必ずご確認ください。

## 事業計画の立案

- 今後の職業紹介事業について具体的な計画を説明できることが前提です。
- 登記簿の事業目的に「職業紹介事業」等の文言が必要です。

## 事前相談 ※要事前予約

**必ず事前に予約をお願いします。(所要時間は約1時間～1時間30分程度です)**

(持参いただくもの) ①定款または法人登記簿(写して可) ②直近の決算書の「貸借対照表」 ③その他相談したい資料

### 1 許可を受けるための要件に関する説明をします

・資産、事業所、職業紹介責任者、個人情報管理 他

### 2 事業計画についてお伺いします

・予定している取扱職種、求職者数 他

### 3 申請書の書き方や添付書類について具体的な説明をします

※作成中の書類等があればお持ちください。

## 職業紹介責任者講習受講 および事業所の準備

- 職業紹介責任者講習の申込み ⇒ 福島労働局または厚生労働省HPから申込みサイトへ移動できます。
- 職業紹介事業を行う事業所は、求職者等との面談におけるプライバシー確保の措置が必要です。  
※賃貸借契約書または不動産登記簿、及び平面図等にて確認します。

## 申請書類の作成

- 申請に関して随時ご相談・ご質問をお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。  
申請前の書類チェックも行っております。(メール可)

## 申請

**登録免許税(9万円)領収証書、及び収入印紙(5万円：1事業所分)**が必要です。

※収入印紙は2事業所目から+1万8千円

- 登録免許税：福島税務署にて「登録免許税」として現金納付 ※ ⇒ **領収証書を提出**

※または「福島税務署取扱い」の納付書による金融機関窓口にて現金納付

- 収入印紙：指示があるまで申請書に**貼らず**に保管してください(最少枚数でご準備ください)

⇒ **※無料職業紹介事業の許可更新申請は、申請手数料(収入印紙、登録免許税)は不要です。**

## 受理

福島労働局にて受理した後、申請内容の審査を行います。(申請書記載内容全て)

※現地調査として、実際に事業所にお伺いして事務スペースの構造等を確認いたします

おおむね  
2～3か月

- 厚生労働省における審査および労働政策審議会の意見聴取の手続きを経て、許可の可否が判断されます。

## 許可証の交付

- 許可日は毎月1日
- 「許可証交付式及び事業運営に関する講習会」を福島労働局にて開催  
※詳細は別途ご案内します

各種お問合せ・  
事前相談ご予約は

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒960-8513 福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎3階

☎ 024-529-5746 ◆開庁時間 8:30～17:15  
月～金(土日祝、年末年始を除く)